

死刑に関するアメリカ合衆国 カリフォルニア州(サンフランシスコ市)調査報告

1 調査に至る経緯、目的等

日弁連は2011年の第54回人権擁護大会において、死刑廃止についての全社会的議論を呼びかける宣言を採択した。日弁連の死刑廃止検討委員会では、その活動の一環として、毎年、諸外国の実情調査を行っている。今回はアメリカ合衆国カリフォルニア州を訪問した。

カリフォルニア州では、死刑は存置されているが2007年以降執行はされておらず(薬物注射による執行が連邦地裁により違憲とされたため)、また、2012年に死刑廃止に関する州民投票が行われ、廃止法案は否決されたものの、52%対48%という僅差であり、死刑廃止に向けての活動が非常に活発になされている¹⁾。

そこで、カリフォルニア州では、死刑の存廃についてどのような議論がなされているのか、廃止論がかなりの支持を得ているのはなぜか等を調査するため、同州(サンフランシスコ市)に行くことになった(調査団は死刑廃止検討委員会委員等の18名で、現地での調査期間は2014年3月17日から21日までであった。)。

2 調査の結果

(1)コスト論

① 周知のとおり、アメリカでも死刑判決、執行はともに減少傾向にあり、既に18州で死刑は廃止されており、このような死刑減少(廃止)の理由としては、えん罪の可能性、人種的及び地域的格差、犯罪抑止力のない(乏しい)こと等が挙げられるが、2012年の州民

投票の中心は、「コスト論」であった。

- ② すなわち、アメリカでは死刑事件は特別である。審理は、確定前手続(有罪無罪及び量刑を定める手続)が三審制(州地裁、州最高裁、連邦最高裁)であることに加え、その後も、確定前審理の手續が公正になされたかを審査する確定後手続が、州段階、連邦段階で各三審制で行われる。すなわち、九審制(段階)であり、アメリカ司法省の報告によれば、確定前手続の終了から執行まで平均して16年かかるとされている²⁾。そして、そのすべての段階において公選弁護人が選任され、ABA(アメリカ法曹協会)のガイドラインに定められているとおり、2名以上の弁護士が、調査員と協力して、事実関係、情状関係等を徹底的に調査しなければならない。
- ③ このような長期にわたる充実した弁護活動のための費用が高額になることは当然で、1件当たり数億円とも言われており、州民投票に向けてなされた調査によると、カリフォルニア州では、死刑事件の審理、死刑事件被告人や死刑確定者の収容のために年間約184億円かかるとされている³⁾。
- ④ このような状況の中で、死刑を廃止し、これに充てていた費用を、治安や教育制度の改善、被害者(遺族)の支援等に回すべきであるというのが、「コスト論」である。これを基調とする死刑廃止論は、従来の死刑廃止論者のみならず、犯罪被害者(遺族)や警察官、刑務官等法執行に携わる人々からも一定の支持を

1) 州民投票はカリフォルニア州憲法で保障された制度である。1972年のファーマン判決で違憲とされた死刑が1976年に合憲とされ、カリフォルニア州でも1978年に死刑が復活したが、これが州民投票によって決められたため、廃止も州民投票によることになるのである。

2) <http://www.deathpenaltyinfo.org/documents/cp12st.pdf>

3) <http://digitalcommons.lmu.edu/cgi/viewcontent.cgi?article=2803&context=llr>

得ることができ、これが48%という高い数字につながったのである。

(2) 活発な市民運動

死刑廃止のための州民投票の中心となったのは、DPF(Death Penalty Focus)等の市民運動組織である。DPFは、サンフランシスコを拠点として死刑廃止に取り組んでいる市民団体であり、(少なくとも日本の市民団体に比べれば)豊富な資金と、著名人を含む広範な人脈を活用し、現在は、2年後(2016年)に予定されている州民投票で死刑廃止を実現するための準備を進めている(今回の調査は、すべて、DPFの日本人スタッフである大谷洋子さんにアレンジしていただいたものである。)。

3まとめ

以上述べたように、カリフォルニア州をはじめ、アメリカでは、「コスト論」を中心とした死刑廃止運動が展開されており、これを支えているのは、活発な草の根の市民運動である。

「コスト論」そのものは日本には当てはまらないであろうが、その背景にある死刑事件に関する厳格な手続(いわゆる「スーパー・デュー・プロセス」)の導入については、我々も積極的に検

討する必要があるであろう。

今回の調査先は、DPFのように死刑廃止に取り組んでいる団体のみならず、受刑者の処遇改善や更生(早期の社会復帰)に取り組んでいる団体、死刑事件を担当する弁護士(の団体)、死刑の研究者、死刑廃止を支持している州上院議員等多岐にわたった。詳細は報告書としてまとめる予定であるが、いずれにしても、カリフォルニア州では、このような人々、団体が相互に連携しつつ、死刑に関する現状の改善(死刑事件手続や弁護活動、死刑確定者の処遇等の改善)と、将来の死刑廃止のための活動が繰り広げられている。

〔死刑廃止検討委員会事務局次長〕



DPF代表のマット・チェリー(Matt Cherry)さん(中央)、大谷さんらスタッフ及び調査団



IBA東京大会への招待⑬ (マスター編)

栃木県弁護士会会員 高木 光春

今年のIBA年次総会は10月19日から24日まで東京で開かれる。世界中から想定5000人以上の弁護士が集い、人権問題、原発問題、アジア特有の問題、弁護士のヘルスケアその他興味深いテーマを議論する。しかし、今のところ、渉外事件や外国法を扱う会員を除く会員、とりわけ地方弁護士会の会員の関心は低いようである。もったいない話である。会議の共通言語は英語だが、ここは奮起して、世界に冠たる「弁護士自治」を有する日弁連の会員として、若干の予習をして世界最先端の議論と様々な国や地域の弁護士との交流を楽しんでみてはいかがだろうか。幸い、今大会では気候変動(温室効果ガス)、ハーグ条約、アジアでの企業の社会的責任、法の支配をはじめ主要なテーマには同時通訳が入る予定である。また、ベテランの会員向けには「60の手習い」という分科会も用意されている。意欲次第では少々高めの参加費の負担を補って余りある収穫を得ることができるのではなかろうか。